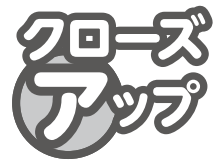


第5期狭山市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画を策定



市では、平成24年度から26年度を計画期間とする第5期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。この計画は、高齢者人口の推移や意識調査、介護サービスの利用実績などを基に3年ごとに見直しを行っているものです。今回は、その概要と24年度から26年度までの65歳以上の方の介護保険料をお知らせします。

高齢者福祉の将来像

第5期計画では、第3期計画で掲げた将来像「高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、互いに支え合い、安心して生活できるまち」を継承しています。

高齢者福祉を通じた「7つの狭山」へ

第5期計画では、これまでの取り組みや、22年度に実施した高齢者へのアンケート調査の結果などを踏

まえ、施策体系となる分野について、次の7つの柱を基本施策として掲げます。

① 社会参加や交流の促進

高齢者の生きがいニーズを把握し、生涯学習などを通じた高齢者の交流・ふれあいを促進します。また、シルバー人材センターや老人クラブなどの自主的な活動団体への支援を図ります。

② 介護予防・疾病予防の充実

介護予防に関する普及啓発の推進とともに、通所

用し、また、県の財政安定化基金からの交付金を充当します。その結果、平成24年度から26年度までの第1号被保険者の保険料基準月額額は4,012円となりました。

◆保険料の納め方

年度単位で、7月上旬に市から特別徴収開始通知書、または納入通知書を郵送します。「特別徴収開始通知書」は、保険料を年金から差し引きする方に送付します。納入通知書でお支払いいただく場合は、口座振替を利用することができます。

第5期(平成24年度～26年度)の介護保険料が決まりました

◆保険料は介護保険の大切な財源です

介護保険の財源内訳は、原則50%を国・県・市で、29%を第2号被保険者、残りの21%を第1号被保険者で負担することとなっています。

◆第1号被保険者の保険料基準月額は4,012円に

要介護等認定者数の増加に伴う居宅サービス利用の増加や、施設整備などによる保険給付費の伸びを踏まえ、介護保険料を算定しました。なお、保険料の上昇を抑制するため、介護保険給付費等準備基金を最大限活

段階	対象	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護の受給者か老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.50	24,000円
第2段階	住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下	基準額×0.50	24,000円
第3段階(特例者)	住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額が年額80万円超で120万円以下	基準額×0.70	33,700円
第3段階	住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額が年額120万円超	基準額×0.75	36,100円
第4段階(特例者)	世帯の中の誰かが住民税課税で本人は住民税非課税。本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下	基準額×0.90	43,300円
第4段階	世帯の中の誰かが住民税課税で本人は住民税非課税。本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円超	基準額	48,100円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10	52,900円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.25	60,100円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満	基準額×1.50	72,200円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上800万円未満	基準額×1.60	77,000円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上	基準額×1.70	81,800円

型介護予防事業のさらなる充実を図ります。また、健康づくりへの支援や各種検(健)診の実施などにより、生活習慣病などの予防を推進します。

③ 地域に根ざすケア体制の推進

地域包括支援センターの人員体制の強化を図り、同センターのさらなる活用を促進します。また、認知症に対する正しい知識の普及を図り、認知症の方を支える地域づくりに取り組みます。

④ 福祉サービスの充実

日常生活用具の給付や緊急通報サービスなどの各種福祉サービスに対するニーズを把握し、より効果的なサービスを実施します。また、老人福祉センターなどの周知を図り、利用を促進します。

⑤ 介護保険サービスの充実

要介護等認定者のサービス利用に係る意向を踏まえ、介護保険サービス(居宅・施設)の基盤整備を図ります。特別養護老人ホームについては、最大で150床の整備を、また、地域密着型サービスについては、24時間対応の訪問介護看護事業所1か所の整備を促進します。

⑥ 暮らしやまちづくりの充実

高齢者の安定した居住環境の確保のため、住宅改修費を助成します。また、防災や防犯などの観点から、関係部門と連携し、高齢者の安全・安心な生活環境づくりに取り組みます。

⑦ 連携・推進体制の充実

自治会や民生委員などの関係団体と連携を図るとともに、狭山市介護保険サービス事業者協議会への活動支援を通じ、介護従事者の確保を図ります。また、タイムリーで分かりやすい情報提供を行います。

地域包括ケアの推進に努めます

今後、増加する要介護高齢者への対応として、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つの視点からなる「地域包括ケア」が重要とされています。

市では、この考え方にに基づき第5期計画に位置づけた各種施策を推進していきます。

問合せ▶ 高齢者支援課へ内線1572
▶ 介護保険課へ内線1553

まちの今...これから

● 狭山市駅西口駅前広場

◆ エスカレーターに屋根を設置

狭山市駅西口駅前広場デッキの1街区側エスカレーターに屋根が設置されました。なお、2街区側のエスカレーター屋根設置工事は、引き続き実施していますので、ご理解とご協力をお願いします。



◆ バス停の一部が変わりました

狭山市駅西口駅前の道路の完成に伴い、4月2日(月)から、「稲荷山公園駅行き」のバス乗り場(4番バス停)が、「Emio 狭山市」の西友側に変更となりました。



問合せ都市計画課へ内線2223

● からくり時計を設置

狭山市駅東西自由通路の東口側階段付近にからくり時計が設置されました。

これはシチズンマイクロ株から寄贈されたもので、10時から20時までの間、1時間ごとに「お茶香るまち」をイメージしたからくりが作動します。



問合せ管理課へ内線2113